

山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画（案）

Transformation to Digital Village Yamazoe

令和 5 年度～令和 7 年度
(2023 年度～2025 年度)

改版履歴

版数	改正／施行年月日	改定内容	備考
初版	作成：令和 5 年 月 日 施行：令和 年 月 日	新規作成	
	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日		
	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日		

はじめに

山添村では、平成 28 年（2016）3月に村政の最上位計画として「山添村第 4 次総合計画」を策定し、行政と住民が共に手を携え、互いに協力し、小さいながらも誰もが明るい笑顔で心豊かに過ごすことができる、魅力あふれる「いい村」づくりを進めてきました。

しかしながら、本村を取り巻く環境や社会情勢は急速に変化し、新たな課題や広域的な責務も生じてきていることから、国の「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき平成 28 年（2016）2月に策定した「山添村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しに合わせ、「第 4 次総合計画」と「山添村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一本化し、令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間を期間とする「やまぞえ未来創生計画」を策定したところです。

一方で、近年、少子高齢化に伴う労働人口の減少や多様化する住民ニーズへの対応、村職員の働き方改革、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今までのライフスタイルが大きく変化するとともに、デジタル技術を取り巻く環境は著しく変化し、地域課題の解決や新たな価値の創造につながるデジタル変革（DX）の取組みが活発化しています。

国も「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づくデジタル社会の実現を推し進めており、デジタル技術をいかに効率的に活用するかが持続可能な地域社会を実現するための重要な分岐点になると言えます。

このような状況を踏まえ、山添村では、単なる新しいデジタル技術の導入ではなく、デジタル技術の活用によりアナログ技術の価値を高め、アナログとデジタルの融合による新しい価値を創造することで住民及び村職員が「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をめざします。そのための具体的なビジョンを示すことを目的に「山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定することとします。

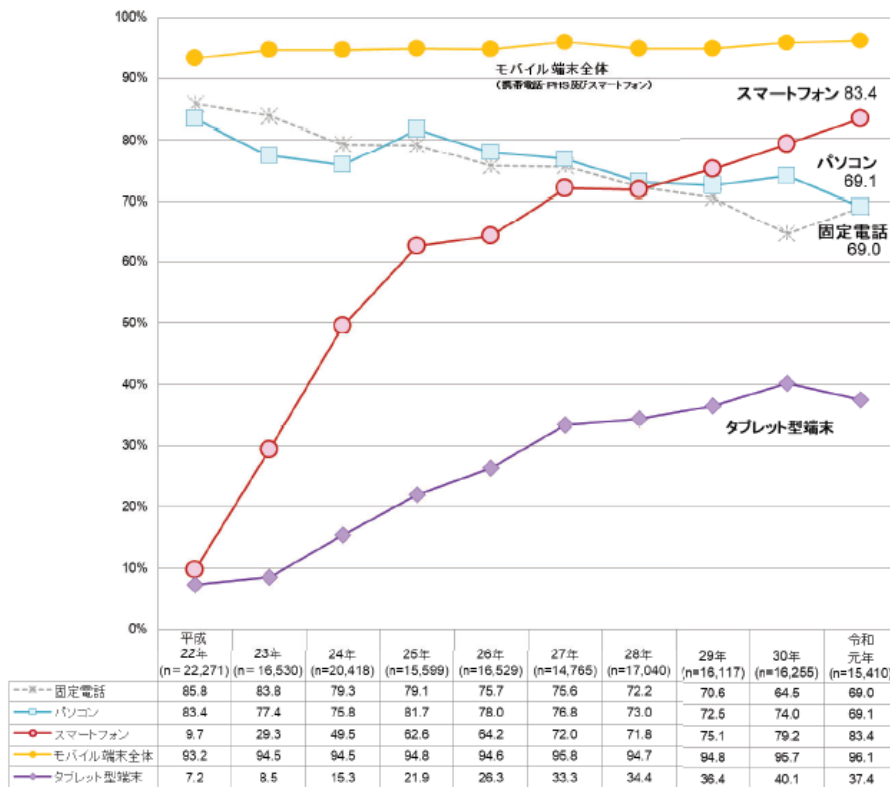
1. DX推進計画策定の背景	1
1. 1 近年のICTの動向	1
1. 2 山添村の現状と課題	2
1. 3 デジタルトランスフォーメーション（DX）とは	3
2. DX推進計画の概要	4
2. 1 計画の位置付け	4
2. 2 計画の期間	5
2. 3 計画の推進体制	6
3. 施策の全体像	7
4. 基本施策の展開	8
5. 個別事業	14
6. 個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保	19

1. DX推進計画策定の背景

1.1 近年のICTの動向

近年、スマートフォンやタブレット型端末等の情報通信端末の普及が進んでいます。このように、誰もが時や場所を選ばずにインターネットに接続することができ、各種ウェブサービスやSNSを利用するようになっている状況が進んでいます。

また、データの蓄積と技術の進展により、これまで高性能なコンピュータを必要としていたデータ分析が一般的なものとなってきました。民間企業や先進自治体などでAIやRPAについて研究が進んでおり、運用レベルでの事例も雑誌等に掲載されるようになりました。

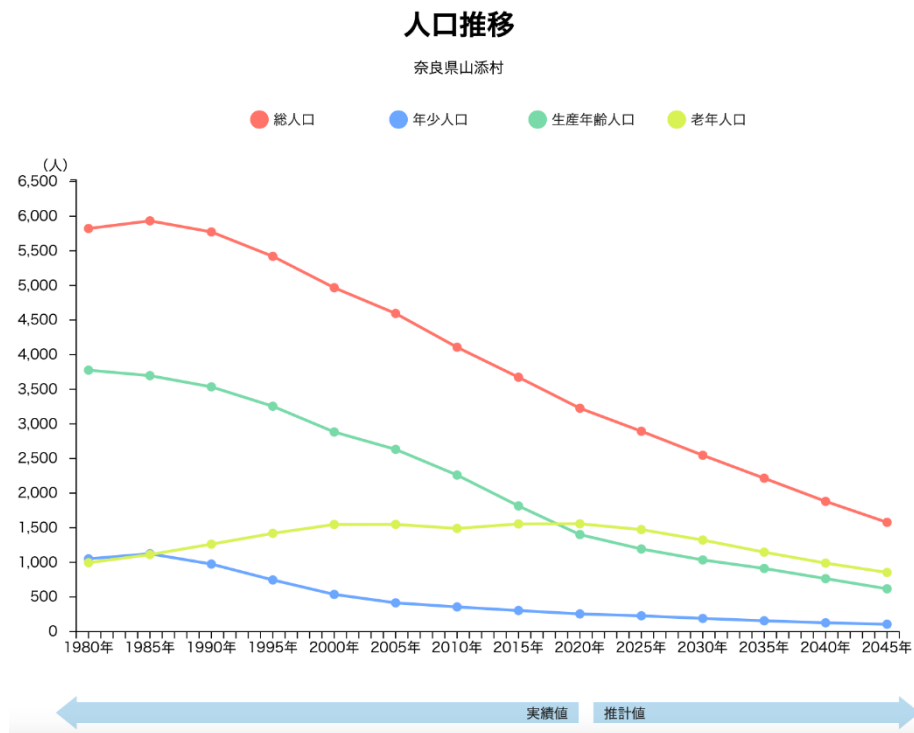


(出典：【令和2年5月29日公表】総務省令和元年度通信利用動向調査)

1. 2 山添村の現状と課題

全国の自治体と同様、山添村においても、少子高齢化や住民ニーズの多様化に伴い業務量が増加傾向にあるという課題に直面しています。そのため、住民サービスのレベルを低下させることなく業務を維持するため、長時間勤務をせざるを得ない現状があり、村政業務の効率化や簡素化が求められています。

また、人口減少に伴う税収減が予測されるなど、様々な外部要因に素早く対応し、より高水準な住民サービスを確保するために、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の配分を考え、最大限の効果を発揮できるようにする必要があります。



(出典：RESAS「人口構成」)

1. 3 デジタルトランスフォーメーション（DX）とは

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル（Digital）とトランスフォーメーション（Transformation）をあわせた造語で、英語圏では Trans を X と表記する習慣があるため、DX と省略されます。

これまでも業務の効率化を目的にアナログの業務やインフラを ICT に代替することで、業務の効率化・高度化に努めてきました。これから進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）はこれまでの ICT 化とは異なり、行政と住民がデジタル技術も活用して、住民本位の行政・地域・社会等を再デザインすることになります。

山添村におけるデジタルトランスフォーメーションは「行政と住民がデジタル技術も活用して、住民本位の行政・地域・社会等を再デザインするプロセス」と定義します。

少子高齢化や人口減少が進んでいる山添村の現状と課題を解決するカギとなるのが、このデジタルトランスフォーメーションです。デジタル技術は行政だけでなく様々な分野で一定の効果を示しており、山添村においてもこれまでの「ヒト・モノ・カネ」という経営資源に加えてデジタル技術も活用することで、様々な課題を解決していくことが求められています。しかし、デジタルトランスフォーメーションは短期間で実現できるものではありません。行政と住民がデジタル技術も活用して、住民本位の行政・地域・社会等を再デザインするためには、長期的なビジョンを掲げて計画的に進めていく必要があります。

2. DX推進計画の概要

2.1 計画の位置付け

山添村では、長期的なまちづくりの方向性を「やまぞえ未来創生計画」として示しています。令和4年8月に改訂された「やまぞえ未来創生計画」では、時代に即した情報基盤の整備（DX推進）が主要課題として設定されており、この「山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画」は、山添村において行政と住民がデジタル技術も活用して、住民本位の行政・地域・社会等を再デザインしていくための個別計画となります。

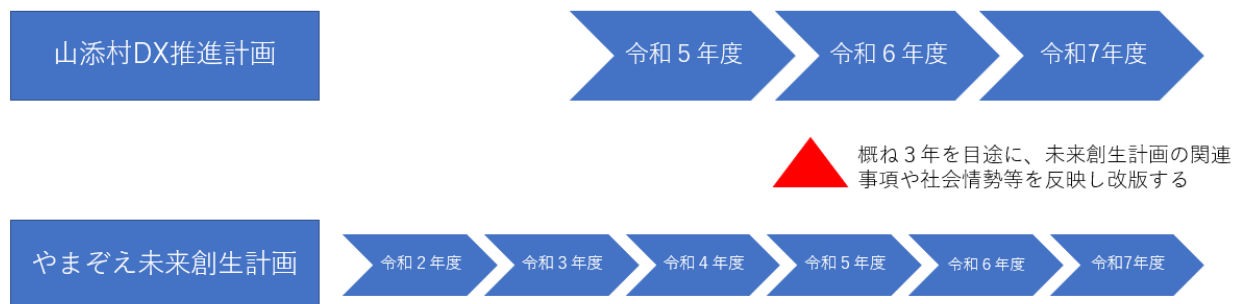
また、近年、国によるデジタル社会の実現に向けた様々な取組みが行われており、令和元年6月に新たに「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定、令和2年12月25日に「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」が策定、そして令和3年9月1日は「デジタル庁」が設置されたことは記憶に新しいところです。こうした国が主導する取組みに足並みを揃えるため、この「山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画」は、以下のような意義・目的を持つ計画として位置づけます。

- ・官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に、村においては策定努力義務として規定されている「市町村官民データ活用推進計画」
- ・「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の記載内容に沿った山添村における推進計画

なお、本計画はデジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた基本方針を示したものであるため、本計画において個別施策の進捗管理は実施しません。

2. 2 計画の期間

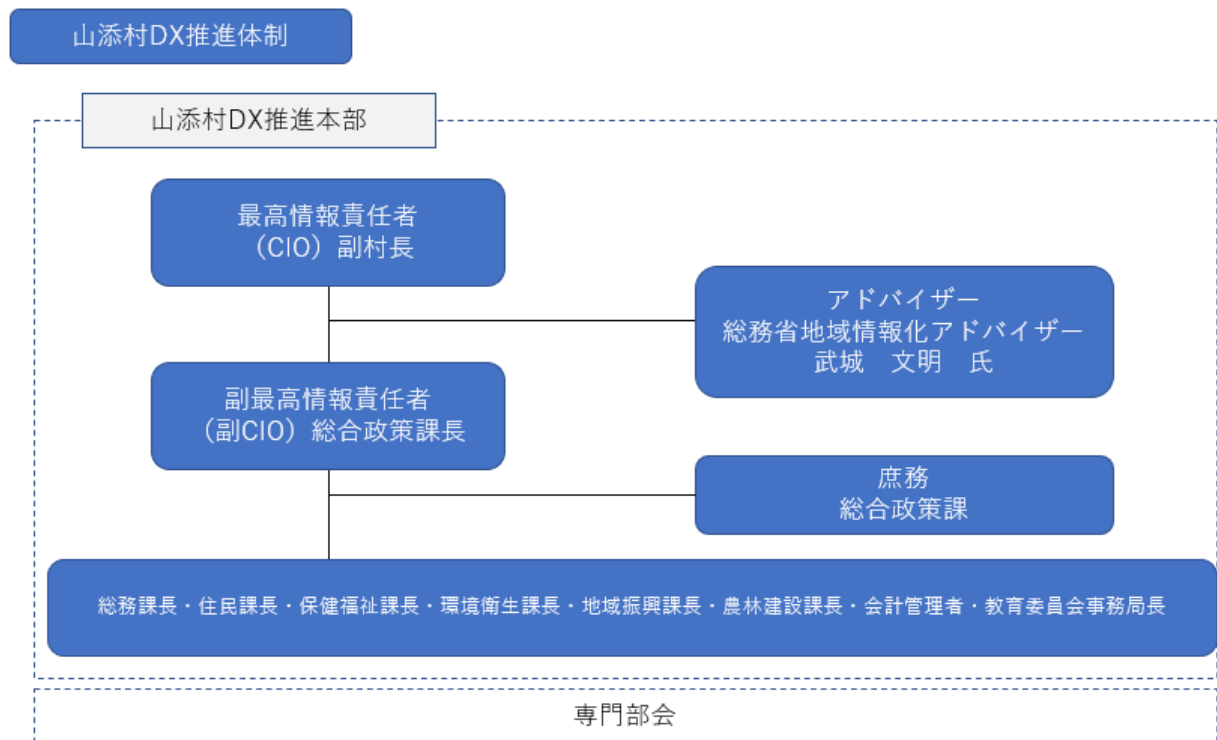
この「山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画」の期間は、令和7年度までとします。その後は、やまぞえ未来創生計画及び、社会情勢等の外部環境への対応を反映することを目的として概ね3年を目途に改版を実施するものとします。



2. 3 計画の推進体制

「山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画」に示す施策を推進するための全庁的な推進組織として、副村長（最高情報責任者（CIO））を本部長とする「山添村デジタルトランスフォーメーション推進本部（山添村 DX 推進本部）」を中心に、着実にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。また、主要な課題に対しては、山添村 DX 推進本部の下に専門部会を設置するなど、庁内横断的に取り組むものとしします。なお、副村長に事故があるときは、総合政策課長、総務課長の順位により、その職務を代理します。

また、外部の学識経験者の専門的な立場から意見をいただき、山添村のデジタルトランスフォーメーションを推進します。



3. 施策の全体像

山添村のデジタルトランスフォーメーション推進に関する施策については、3つの区分と6つの基本施策を設定します。

区分	基本施策		
住民サービス	(1) ICTサービスの拡大	(3) 行政手続き オンライン化	(6) デジタル基盤 の整備
事業者サービス	(2) データ利活用の推進		
行政事務	(4) 行政事務 デジタル化	(5) 業務システムの 標準化・共同利用	

4. 基本施策の展開

本計画を推進していくための基本施策の目的、手段について示します。なお、手段については、策定時点において想定される取組みを記載していますが、社会情勢や技術革新によるニーズの変化に応じて、随時柔軟に対応していきます。

(1) ICTサービスの拡大

【目的】

村民生活にデジタル技術等を活用することで、誰もが便利で住みやすく、村外の人にも山添村に住んでみたいと思ってもらえるむらを目指します。

【取組】

- ◆スマートフォン向けアプリを活用した情報提供・情報発信
- ◆SNSを利用した情報発信
- ◆受付予約による役場窓口での待ち時間の削減
- ◆山添村発行物のデジタル化
- ◆山添村が行う説明会・講習会等のオンライン開催



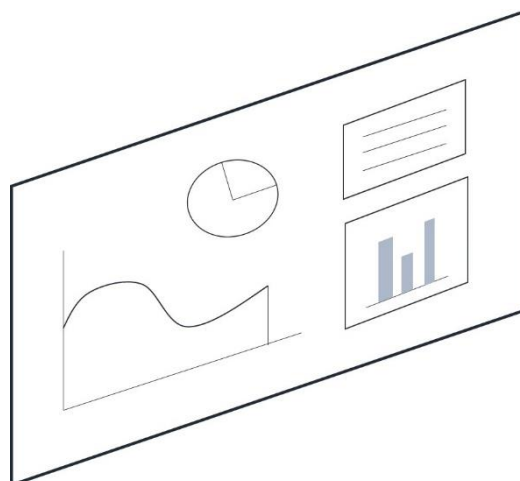
(2) データ利活用の推進

【目的】

山添村では、オープンデータの推進をしていますが、公開できているデータは一部のみであり、十分な利活用もできておりません。山添村の課題を解決するため、民間と連携しながらデータを活用した分析や検証を行い、政策の立案に役立てていきます。

【取組】

- ◆オープンデータの充実
- ◆観光振興のための観光客の動向調査
- ◆住民サービス向上のための村民ニーズ・苦情の統計調査



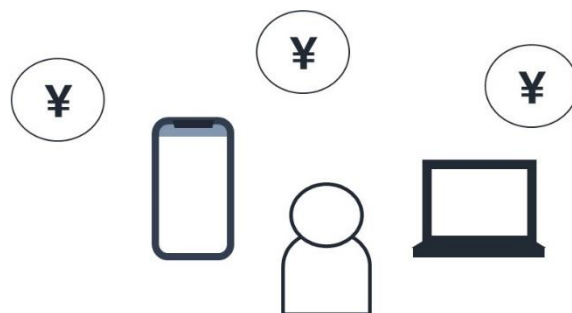
(3) 行政手続きオンライン化

【目的】

デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップを原則として、押印や対面対応の必要性等、行政手続きのオンライン化を阻害する要因を解消し、誰もが、いつでも、どこでも、利用できる住民サービスの実現を目指します。

【取組】

- ◆電子申請が可能な手続きの拡大
- ◆公共施設の利用予約方法の改善
- ◆オンライン決済の拡大



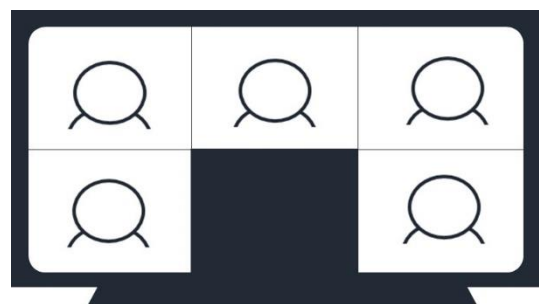
(4) 行政事務デジタル化

【目的】

住民サービスを充実させるだけでなく、多様化するニーズに減少傾向のある職員でスピーディに対応するため、デジタル技術の活用により行政の内部事務を効率的に完結させるよう改善を図っていきます。

【取組】

- ◆モバイル・タブレット端末の整備によるペーパーレス化推進
- ◆窓口支援システムによる書かせない窓口の実現
- ◆電子決裁・文書管理システムによる事務の効率化
- ◆AI-OCR・RPAによる定型業務の自動化
- ◆テレワーク・Web会議の利用による移動時間の削減



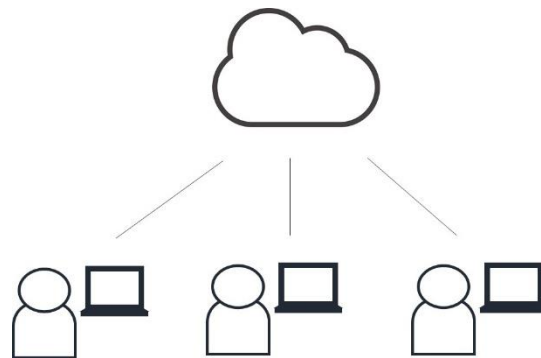
(5) 業務システムの標準化・共同利用

【目的】

山添村が昔からの慣習として行っている業務のうち、無駄な業務、煩雑な業務を見直して標準化を進め、業務効率化やサービスの高度化を図ります。また、業務システムに係る運用経費の削減のため共同利用についても研究します。なお、標準化や共同利用の推進にあたっては、情報セキュリティを確保し、サービスレベルが低下することのない仕組みを導入します。

【取組】

- ◆国の推奨する標準システムの導入検討
- ◆業務システムのクラウド化の検討
- ◆他自治体との共同調達、共同利用の検討
- ◆外部人材を活用した業務改善の推進



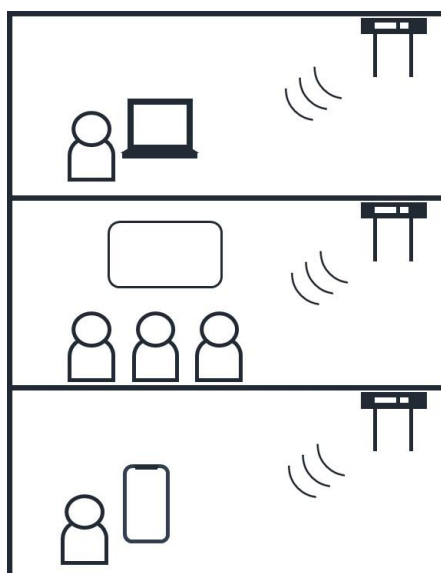
(6) デジタル基盤の整備

【目的】

デジタルトランスフォーメーションの実現にあたり、ネットワークや認証基盤等、サービスの基盤となるインフラを整備します。しかし、インフラの整備には時間とコストがかかるため、民間と連携しながら計画的に整備を進めます。

【取組】

- ◆オンラインサービス利用者増加のためのマイナンバーカード取得促進
- ◆学校のICT環境を活用した教育の推進（GIGAスクール構想）
- ◆公衆無線LAN（公衆Wi-Fi）の充実
- ◆次世代通信技術（5G）環境の整備検討
- ◆庁内ネットワークの強化



5. 個別事業

山添村では、前項までの6つの基本施策を実現するための個別事業について、今後取組みを行ってまいります。以降、これから実施していく予定の取組みを記載していますが、やまぞえ未来創生計画による方針や外部環境の変化等に応じて、状況は変化する場合があります。

(1) ICTサービスの拡大

事業名	事業内容
山添つながりアプリ	村民のニーズを的確に把握し、必要な情報を必要な人にわかりやすくシンプルな表現で正確に伝え、住民本位のサービスを提供していくためのツールとして、山添村の情報を「手のひら」で受け取れるスマートフォンアプリを導入します。 令和5年4月導入予定。
スマート保育	保育士と保護者の連絡を紙からアプリへ切り替えます。 令和6年4月以降導入予定。
レンタサイクルアプリ COGICOGI	村を訪れる方の二次交通として電動アシスト付き自転車のレンタルの開始に合わせ、電動アシスト自転車を借りられるシェアサイクル（レンタサイクル）アプリを導入しました。 令和4年10月導入。
スタンプラリーアプリ	大和高原（東吉野）観光振興協議会・JAFとのタイアップし、スタンプラリー（ドライブラリー）のアプリを導入しました。 令和4年10月導入。
SNSによる情報発信	SNS（LINE、Facebook、YouTubeなど）を活用した村外向けの情報発信を推進します。 （例）移住希望者への情報提供、イベント情報の提供など 令和5年4月以降予定。
予約受付システム	受付予約による役場窓口での待ち時間の削減のため、予約受付システムを導入します。
パンフレットのデジタル化	役場や外郭団体が発行するパンフレットのデジタル化を推進し、公式ホームページ等で閲覧やダウンロードができるようにします。 令和4年から順次実施。

山添村会議スマート 化事業	<p>可能と思われる説明会や会議は、積極的にオンラインで開催し、参加できる住民の裾野を広げていきます。また、オンラインで開催することで誰でもどこでも会議に参加できることで、多様な人材の参画を促していきます。</p> <p>令和5年4月以降に拡充予定。</p>
------------------	---

(2) データ利活用の推進

事業名	事業内容
オープンデータの充 実・活用	<p>村が保有する行政データを広く公開し、村民や事業者が主体的な活動ができるオープンデータの充実を推進します。</p> <p>令和2年度導入。順次拡充を予定。</p>
データ利活用の推進	<p>マーケティングの手法を取り入れ、住民ニーズを客観的に分析し、根拠に基づいた政策形成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Google アナリティクス の活用 ・ 携帯キャリアの位置情報システムによる動向調査 など <p>令和4年度から順次実施を予定。</p>
土地情報管理システ ムへの各種情報一元 化	<p>道路台帳、橋梁点検記録、土地改良図、農地バンク等の情報を地籍データへ合成。他課の地域情報も合成（ハザードマップ、空き家情報、一人暮らし世帯・要配慮者情報など）し、全課で情報共有できるようにします。</p> <p>令和7年4月導入予定。</p>

(3) 行政手続きオンライン化

事業名	事業内容
行政手続きのオンラ イン化拡充	<p>利用者の利便性と負担軽減を図るため、行政手続きのデジタル化を推進し、オンラインによる電子申請ができる業務の拡充に努めていきます。</p> <p>令和3年4月導入。順次拡大を予定。</p>
公共施設のオンライ ン予約	<p>対象とする公共施設を検討した上で、オンライン予約のシステムを構築し、利用できる施設を随時追加していきます。</p> <p>令和5年4月以降、順次予定。</p>

収入料金等のキャッシュレス化	手数料、イベント料金、税等のキャッシュレス決済について調査研究を行い、導入を目指します。令和7年導入予定。
不在者投票申請	マイナポータルを活用し、不在者投票用紙の申請手続きを受付できるようにします。令和5年4月導入予定。
水道料金のデータ確認システム	利用者が水道料金をスマートフォン等で簡単に確認できるシステムを構築します。令和5年4月以降に導入予定。
利用者視点のサービス提供	役場の手続きや各種サービスの在り方を見直し、常に利用者の立場でサービスを考え、利用者にとってわかりやすく、使いやすいサービスの提供を行ってまいります。 (例) 高齢者にもわかりやすい申請フォーマットの作成など 令和5年4月から順次実施予定。

(4) 行政事務デジタル化

事業名	事業内容
職場に適した各種庁内システムの導入	庁内の業務を効率化するため、文書整理による業務の見直し(BPR)を行ったうえで、文書管理システム、電子決裁システム及び庁内グループウェア等の導入を推進します。 令和4年11月から順次実施。
競争入札参加資格審査申請システム	入札参加資格申請における申請システムの導入を行い、手続きの電子化・オンライン化を推進し、申請者や受付事務の効率化を図ります。令和7年4月導入予定。
電子カルテシステム	診療所における業務の効率化を図るため、電子カルテシステムを導入しました。診療記録業務のデジタル化により、スムーズな受診と、診療所運営の効率化を推進しています。 令和3年2月導入。
繰り返し作業や単純作業等の AI-OCR・RPA 化	業務を確認・整理し、パソコンで行っている定型的な作業を、ソフトウェア(AI・RPA)が代行して行う仕組みの導入を推進します。(例) 窓口業務支援システム、議事録作成支援システムなど 令和7年度導入を予定。
WEB 会議の推進	WEB 会議を推進し、どこからでも参加できるようにし、多様な人材が会議に参加できる体制を構築していきます。 令和5年1月導入。

<p>ペーパーレス化推進</p>	<p>無駄な紙の使用を減らすことによるコスト削減と、文書管理の効率化を目的として、ペーパーレス化を推進します。令和4年度には議会と各課へタブレット端末を配布し、ペーパーレスでの議会や会議の開催を実施します。今後、会議案内などの簡易な通知はメールで行い、庁内の書類は電子管理するなどペーパーレス化に取り組めます。</p> <p>令和5年1月から順次拡充。</p>
<p>デジタル人材の確保と育成</p>	<p>DX を推進していくためにはデジタル人材の確保と育成が必要となります。高度なデジタルリテラシーを持つ外部人材を積極的に登用し、外部人材と職員とが二人三脚で DX を推進します。また、「デジタル人材の育成方針」を定め、DX を推進できる人材の育成にも取り組めます。</p> <p>令和5年4月以降、順次実施。</p>

(5) 業務システムの標準化・共同利用

事業名	事業内容
<p>業務システムの標準化・共同利用</p>	<p>業務システムの標準化、共同利用を推進していきます。</p> <p>令和7年度導入予定。</p>
<p>内部情報システムの共同利用</p>	<p>人事給与、財務会計システムを共同利用するなど、関連する複数のシステムの共同利用化を検討し、業務の効率化をはかります。</p> <p>令和7年度導入予定。</p>
<p>水道会計の標準システム</p>	<p>水道会計の自治体共同（11市町村）で標準システムを導入します。</p> <p>令和6年4月導入予定。</p>

(6) デジタル基盤の整備

事業名	事業内容
学校 ICT 環境の整備と活用	令和2年度に導入した ICT 環境を利用し、外部との交流を進めていきます。 令和2年に機器を導入。
庁内 PC 端末の更新	Windows 10 サポート終了 (2025.10) に向けて端末の更新をします。 令和6年度導入予定。
コンビニ交付	利用者の利便性を図るため、コンビニエンスストアで各種証明書の交付ができるようにします。 令和4年度導入。
各種証明の交付機の設置	利用者の利便性を図るため、庁舎に各種証明の交付ができる機器を設置します。 令和5年度導入予定。

6. 個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「山添村情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」および「山添村個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ります。

また、データの分析や利用する際は、匿名性を確保するため、個人を特定できない状態にして加工したものを使用するものとし、データの活用に対して村民や民間事業者等の不安の払拭に最大限努めます。

7. 用語集

AI

artificial intelligenc. 人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

AI-OCR

artificial intelligenc-Optical Character Recognition/Reader。手書きの書類や帳票の読み込みを行い、データ化する OCR へ AI 技術を活用する新たな OCR 処理のこと。

CIO

Chief Information Officer。最高情報責任者、または情報統括役員の意。システムや情報流通を統括する責任者のこと。

ICT

Infoemation and Communication Technology。情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Internet of Things)」に代わる言葉として使われている。

IT

Information Internet of Things。「情報技術」のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。現在は「ICT」という用語が使われることも多い。

RPA

Robotic Process Automation。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。

SNS

Social Networking Service。交友関係を構築する Web サービスのひとつ。誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人からの紹介で参加できる。

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。

セキュリティポリシー

情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。

デジタルデバイド

パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。

山添村デジタルトランスフォーメーション推進計画

令和5年 4月 発行

発 行：山添村

編 集：山添村総合政策課

住 所：奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

電 話：0743-85-0040